

東関東大学軟式野球連盟 規約

東関東大学軟式野球連盟

第一章 総 則

第1条【名称】

本連盟は「東関東大学軟式野球連盟」と称する。

第2条【所属】

本連盟は全日本大学軟式野球連盟に所属し、その会員となる。

第3条【目的】

本連盟はアマチュアスポーツである軟式野球を広く普及させるとともに、会員相互の融和親睦ならびに、安全で快適な野球環境の創造及び規律ある学生の育成に資することを目的とする。

第二章 事 業

第4条【事業】

本連盟は第一章第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 春季、秋季リーグ戦、新人戦の開催
2. 全日本大学軟式野球選手権大会の主管及び参加
3. 全日本大学軟式野球選抜大会の主管及び参加
4. その他全日本大学軟式野球連盟が主催する大会の主管及び参加
5. 本連盟に関する刊行物の発行
6. 本連盟の目的達成に寄与すると認められる各種事業

第三章 会 員

第5条【会員】

本連盟は、別表に記載される加盟校をもって会員とする。

第6条【構成員】

本連盟役員ならびに加盟校の役員及び部員は本連盟の構成員となる。

第7条【資格】

- ① 本連盟の会員は、学校教育法第五章に定められた大学及び所在地を異にした大学学部または短期大学（以下「大学」と総称する）を単位とする、中空の軟式ボールを使用する野球部またはそれに準ずるチーム（以下「軟式野球部」という）でなければならない。
- ② 総会において①項と同等と承認された大学校の軟式野球部を会員と認め、その役員及び部員は本連盟の構成員として認められる。

第8条【会員及び構成員の義務】

- ① 本連盟の会員は、全日本大学軟式野球連盟へ所定の連盟費及び選手名簿を添えて期限内に納入しなければならない。
- ② 本連盟の会員は、本連盟に対する所定の参加費を期限内に納入しなければならない。
- ③ 本連盟の会員は、その構成員の中から任務に適する役員を選出しなければならない。
- ④ 本連盟の会員ならびに構成員は、本連盟の目的達成のため、本連盟規約を遵守し、一致協力ならびに叡智を結集し、円滑な業務遂行に務めなければならない。

第四章 組 織

第9条【組織】

本連盟は総会、理事会、連盟委員会を設ける。

第10条【事務局の設置】

- ① 本連盟は、理事会のもとに事務局を設ける。なお、事務局長は第5章12条に定める本連盟役員より、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。
- ② 事務局長は、第5章12条に定める本連盟役員のうち、必要に応じて事務局員を選出することができる。

第11条【特別委員会の設置】

- ① 本連盟はその運営上必要と認められるときは、総会のもとに特別委員会を設けることができる。なお、特別委員会委員長は第5章12条に定める本連盟役員より、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。
- ② 特別委員会委員長は、第5章12条に定める本連盟役員のうち、必要に応じて特別

委員会委員を選出することができる

第五章 役員

第12条【役員】

- ① 本連盟に以下の役員をおく。
 1. 会長1名、副会長若干名、顧問若干名、参与若干名
 2. 構成員を代表する理事、その中から理事長1名、副理事長若干名
 3. 構成員を代表する連盟委員、その中から委員長1名、副委員長若干名
 4. 学生理事
 5. 指名理事、及び指名学生理事
 6. 監査

第13条【会長】

- ① 会長は本連盟を統率し、本連盟を代表する。
- ② 会長は、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。

第14条【副会長】

- ① 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長職務を代行する。
- ② 副会長は、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。

第15条【顧問】

- ① 顧問は本連盟の運営に助言を与え、適正且つ円滑なる会務の執行を支援する。
- ② 顧問は、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。

第16条【参与】

- ③ 参与は本連盟の運営に助言を与え、適正且つ円滑なる会務の執行を支援する。
- ④ 参与は、特に大学軟式野球に理解と情熱のある者の中から、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。

第17条【理事長】

- ① 理事長は本連盟を統括し、本連盟の運営が円滑に行われるために、本規約ならびに理事会、総会の決議を執行する権限を有し、その業務及び責を負う。
- ② 理事長は、本連盟の理事のうち大学軟式野球に特に優れた見識と経験を有し、理解

と情熱のある者の中から、理事会における互選で選任される。

第18条【副理事長】

- ① 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長の職務を代行する。
- ② 副理事長は、本連盟の理事のうち大学軟式野球に優れた見識と経験を有し、理解と情熱のある者の中から、理事会における互選で選任される。

第19条【理事】

- ① 理事は会員より選出された各1名とし、理事会の構成員となり会務を執行する。
- ② 理事会は前項により選出された理事以外に、必要に応じて5名以内の指名理事を選出することができる。
- ③ 会員または理事会は、人格の優れた者で、大学軟式野球に理解と情熱のある者を理事として選出しなければならない。

第20条【指名学理事】

- ① 指名学理事は理事会及び連盟員会を補佐し、本連盟の運営が円滑に行われるように努める
- ② 指名学理事は、大学軟式野球に熱い情熱のある者で、職務遂行ならびに本連盟の発展にひたむきに取り組む、優れた学生の中から、理事会または連盟委員会による互選で選任される。
- ③ 指名学理事は、理事会の構成員となりそれぞれ一票の議決権をもつ。

第21条【委員長】

- ④ 委員長は連盟委員会を統括し、本連盟の運営が円滑に行われるように努め、その責を負う。
- ⑤ 委員長は、本連盟の連盟委員のうち大学軟式野球に熱い情熱のある者で、職務遂行ならびに本連盟の発展にひたむきに取り組む、優れた学生の中から、連盟委員会における互選で選任される。
- ⑥ 委員長は、本連盟の会員及び構成員の学生代表として、学生らしい品位ある言動と機敏なる行動を常としなければならない。

第22条【副委員長】

- ① 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。
- ② 副委員長は、本連盟の連盟委員のうち大学軟式野球に熱い情熱のある者で、職務遂行ならびに本連盟の発展にひたむきに取り組む、優れた学生の中から、連盟委員会における互選で選任される。

第23条【連盟委員】

- ① 連盟委員は会員より選出された学生各1名とし、連盟委員会の構成員となり、会務を執行する。
- ② 会員は、人格の優れた者で、大学軟式野球に理解と情熱のある学生を連盟委員として選出しなければならない。

第24条【学生理事】

- ① 学生理事は連盟委員のうちから若干名とし、原則として委員長及び副委員長がこれを兼任する。
- ② 学生理事は、理事会の構成員となりそれぞれ一票の議決権をもつ。

第25条【監査】

- ① 監査は本連盟の会計監査にあたる。
- ② 監査は、本連盟の理事または指名理事のうち、理事会が互選により1名を選出し、総会の承認をもって就任する。

第26条【役員任期】

- ① 本連盟の役員任期を以下の通りとする。
 1. 会長、副会長、顧問及び参与の任期は、いずれも4月1日より翌々年の3月31日までの2年とし、再任を妨げない。
 2. 理事及び理事のうちより選出される役員任期は、いずれも4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とし、再任を妨げない
 3. 連盟委員及び連盟委員のうちより選出される役員任期は、いずれも4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。但し、再任を妨げない。
 4. 監査の任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。但し、再任を妨げない。
- ② 補欠（役員増加に伴う補充を含む）のために新たに選出された役員任期は、前任の残任期間とする。
- ③ 任期満了または信任によって退任する役員は、新たに選任される役員が就任するまでの残務を行う。

第27条【役員辞任】

- ① 会長、副会長、顧問、参与、理事長、副理事長、委員長、副委員長または監査が任期満了以外で辞任する場合は理事会の承認を必要とする。
- ② 理事（学生理事を含む）が任期満了以外で辞任する場合は理事会の承認を得なければ

ばならない。

- ③ 連盟委員が任期満了以外で辞任する場合は連盟委員会の承認を得た後、速やかに理事会に報告しなければならない。

第28条【役員 の 罷免】

役員は本連盟の名誉を著しく傷つけた場合、その職務を怠った場合または不利益をもたらしたと認められた場合は、以下により罷免される。

1. 会長、副会長、顧問、参与及び監査は総会の決議が得られた場合とする。
2. 理事長、副理事長、理事、委員長、副委員長は理事会の決議が得られた場合とする。
3. 連盟委員は連盟委員会の決議が得られた場合とする。但し、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。

第六章 総 会

第29条【総会】

- ① 総会は、本連盟の最高意思決定機関であり、議決機関として第36条に定める重要事項の審議、決定を行う。
- ② 総会は、定例総会及び臨時総会の二種類とする。

第30条【総会の開催】

- ① 定例総会は5月に開催する。
- ② 臨時総会は以下の場合これを開催する。
 1. 3分の1以上の役員より審議に必要とする事項の提示を受け、会議開催の請願がなされた場合（但し、請願受理より30日以内にこれを開催しなければならない）
 2. 理事会が必要と認めた場合
- ③ 総会は、理事長が必要と認めた場合に限りオンラインでの開催をすることができる。

第31条【総会の構成員】

総会の構成員を以下の通りとする。

1. 会長、副会長、参与及び顧問
2. 第五章20条に規定される理事
3. 第五章24条に規定される連盟委員

4. 第五章 25条に規定される指名学生理事

第32条【総会の成立】

- ① 総会は第六章第32条に規定される本連盟役員により構成され、それぞれが発言権を有する。
- ② 総会は、委任状を含め議決権を有するものの過半数の出席をもって成立する。
- ③ 理事または連盟委員が欠席する場合、当該理事または当該連盟委員の委任状を持った代理人の出席を認める。

第33条【議決権】

- ① 総会の議決権は、役員にそれぞれ一票を与え、過半数をもって決議される。その際、白票及び無効票は有効投票数に数えない。但し、賛否同数の場合は議長に決定権を与える。
- ② 予め議決権を放棄する意思を示し、これを理事長が認める場合に限り、構成員は総会の議決権を放棄することができる。
- ③ 会長、副会長は必要があれば、決議直後に再審議を議長に求めることができる。但し、この際は出席役員の3分の2以上の賛成をもって決議する。

第34条【会議の傍聴】

議長が許可した者は総会を傍聴することができ、議長の許可を得て発言することができる。

第35条【会議の議長】

総会の議長は、原則として理事長が務める。但し、会長は議長を指名しこれを代行させることができる。

第36条【審議事項】

総会は、以下の事項について審議、承認または決定する。

1. 本連盟の事業計画
2. 予算
3. 決算、および中間決算
4. 会計監査
5. 役員
6. 規約改正
7. その他、本連盟の運営上重要とされる事項

第37条【議事録】

総会は開催ごとに議事録を作成し、第五章に定める役員に配布する。また議長が押印の上、これを永久保管する。

第七章 理事会

第38条【理事会】

- ① 理事会は、本連盟における審議執行機関であり、本連盟の事業、業務、運営など重要事項の審議執行、また連盟委員会に対する適正な助言を行う。
- ② 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の二種類とする。

第39条【理事会の開催】

- ① 定例理事会は5月、8月、12月、3月に開催する。
- ② 臨時理事会は以下の場合これを開催する。
 1. 3分の1以上の理事会構成員あるいは学生委員会より審議に必要とする事項の提示を受け、会議開催の請願がなされた場合（但し、請願受理より30日以内にこれを開催しなければならない）
 2. 理事長が必要と認めた場合
- ③ 理事会は、理事長が必要と認めた場合に限りオンラインでの開催をすることができる。

第40条【理事会の成立】

- ① 理事会は理事長、副理事長、理事（指名理事を含む）、学生理事、指名学生理事で構成され、それぞれが発言権を有する。
- ② 理事会は、議決権を有するものの過半数の出席をもって成立する。
- ③ 理事会は、会長、副会長、顧問、参与の出席を求め、意見を聞くことができる。
- ④ 理事会構成員が欠席する場合、当該構成員の委任状を持った代理人の出席を認め、代理人には議決権を与える。
- ⑤ 指名理事、指名学生理事が欠席する場合、代理出席は認めない。但し、委任状を提出することができる。

第41条【議決権】

- ① 理事会の議決権は、理事会構成員にそれぞれ一票を与え、過半数をもって決議され

る。その際、白票及び無効票は有効投票数に数えない。但し、賛否同数の場合は議長に決定権を与える。

- ② 予め議決権を放棄する意思を示し、これを理事長が認める場合に限り、構成員は理事会の議決権を放棄することができる。

第42条【会議の傍聴】

議長が許可した者は理事会を傍聴することができ、議長の許可を得て発言することができる。

第43条【会議の議長】

理事会の議長は、原則として理事長が務める。但し、理事長は議長を指名しこれを代行させることができる。

第44条【議事録】

理事会は開催ごとに議事録を作成し、第五章に定める役員に配布する。また議長が押印の上、これを永久保管する。

第八章 連盟委員会

第45条【連盟委員会】

- ① 連盟委員会は、本連盟の事業、業務、運営など重要事項について審議を行ない、理事会に対して意見具申を行う。
- ② 連盟委員会は、本連盟の決定事項について周知徹底し、これを実行する。
- ③ 連盟委員会は、定例連盟委員会及び臨時連盟委員会の二種類とする。

第46条【連盟委員会の開催】

- ① 定例連盟委員会は5月、8月、12月、3月に開催する。
- ② 臨時連盟委員会は必要に応じ、これを開催することができる。
- ③ 連盟委員会は、委員長が必要と認めた場合に限りオンラインでの開催をすることができる。

第47条【連盟委員会の成立】

- ① 連盟委員会は委員長、副委員長、連盟委員で構成され、それぞれが発言権を有する。

- ② 連盟委員会は、議決権を有するものの3分の2以上の出席をもって成立する。
- ③ 連盟委員会は、理事長、副理事長、理事（指名理事を含める）の出席を求め、意見を聞くことができる。

第48条【議決権】

連盟委員会の議決権は、連盟委員会構成員にそれぞれ一票を与え、過半数をもって決議される。その際、白票及び無効票は有効投票数に数えない。但し、賛否同数の場合は議長に決定権を与える。

第49条【会議の傍聴】

- ① 次期連盟委員候補となった者は、会議を傍聴し、議長の許可を得て発言することができる。
- ② 理事会構成員は会議に出席し、意見を述べることができる。
- ③ 議長が許可した者は、会議を傍聴することができ、議長の許可を得て発言することができる。

第50条【会議の議長】

連盟委員会の議長は、委員長が務める。

第51条【議事録】

連盟委員会は開催ごとに議事録を作成し、学生委員会構成委員ならびに理事会構成員に配布する。また議長が押印の上、これを永久保管する。

第九章 会 計

第52条【会計年度】

本連盟の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第53条【運営費】

本連盟のすべての事業は以下の運営費で行う。

- 1. 各会員からの参加費
- 2. 各会員からの選手登録費
- 3. 広告費
- 4. 積立金

- 5. 寄付金
- 6. その他収入

第54条【予算】

本連盟の当該年度の予算は、連盟委員会で立案し、理事会に提出された後、総会にて承認され執行される。

第55条【決算及び中間決算】

本連盟の当該年度の決算及び半期中間決算は、連盟委員会で立案し、監査による会計監査を経て理事会に提出され、その後総会にて承認される。

第十章 選手資格

第56条【年数】

- ① 本連盟の選手登録年数は、学校教育法第55条に定められている最短修業年限内とする。
- ② 休学は年限に含まない。

第57条【資格】

第52条①項に該当しない選手及び本連盟以外の野球連盟に登録している者は選手資格を与えない。また休学中は選手資格を与えない。

第十一章 申請

第58条【新規加盟】

- ① 本連盟への会員加盟は、所定の書類をもって加盟申請し、理事会の承認を経てこれを許可する。
- ② 新規加盟する会員は、団体の加盟申請書を全日本大学軟式野球連盟に提出し、全日本連盟の理事会での承認を経た後に、公式戦に出場することができる。

第59条【休部】

- ① 本連盟の会員のまま、公式戦を辞退する場合は所定の書類をもって休部申請し、理

事会の承認を経てこれを許可する。

- ② 休部する会員は、所定の書類を全日本大学軟式野球連盟に提出し、全日本連盟の理事会での承認を経た後に、正式にこれを認める。

第60条【復帰】

- ① 本連盟の休部会員で、公式戦に再び出場する場合は所定の書類をもって復帰申請し、理事会の承認を経てこれを許可する。
- ② 復帰する会員は、所定の書類を全日本大学軟式野球連盟に提出し、全日本連盟の理事会での承認を経た後に、正式にこれを認める。

第61条【脱退】

本連盟の脱退を希望する会員は、その事由を文書にて提出し、連盟委員会ならびに理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十二章 規律及び賞罰

第62条【内部表彰】

本連盟は、本連盟の目的達成に多くの功績があったと認められるものを特別に表彰することができる。

第63条【禁止事項】

- ① 本連盟の会員ならびに構成員は、本連盟以外の連盟に加盟することはできない。
- ② 本連盟の会員ならびに構成員は、原則として全日本大学軟式野球連盟及び本連盟主催、主管、公認または後援する大会以外に出場することはできない。
- ③ 本連盟の会員ならびに構成員は、本規約ならびにスポーツ憲章に違反することは認められない。

第64条【処罰】

- ① 本連盟は、以下の場合において、会員または構成員を処罰する。
 1. 会員もしくは構成員が、本連盟規約、規定、申し合わせに違反した場合
 2. 会員もしくは構成員が、本連盟の名誉を傷つけた場合
 3. その他、理事会または連盟委員会が不都合と認める行為があった場合
- ② 処罰の種類は以下の通りとする。
 1. 本連盟からの除名処分

2. 活動停止
 3. 大会出場の停止
 4. 対外試合の停止
 5. 警告
 6. その他理事会が決定する処罰
- ③ 理事会は第②項の処罰の決定に際しては、当該会員もしくは構成員に対し充分弁明の機会を与え、関係者の意見をよく聴取した後に決定しなければならない。

第十三章 規 定

第65条【規定】

本連盟は、本規約施行のため、別に以下の細規定を定めることができる。

1. 大会規定
2. 会計規定
3. 登録規定
4. 表彰規定
5. その他理事会が必要と認める細則

第66条【制定】

第62条の運営細則は連盟委員会及び理事会で策定され、総会での審議、承認を経て制定される。

第十四章 附 則

第67条【改正】

- ① 本規約の改正にあたっては、総会における議決権を有する者の3分の2以上の出席を必要とし、議決権を有するものの4分の3以上の賛成を得なければならない。
- ② 第65条の各規定の改正にあたっては、総会における議決権を有する者の3分の2以上の出席を必要とし、議決権を有するものの3分の2以上の賛成を得なければならない。

第68条【解釈】

本規約ならびにこれを付随する諸規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、理事長、副理事長、委員長、副委員長が協議の上、最終判断を下すこととする。

平成 4年 4月 1日 施行
平成 18年 4月 1日一部改正
平成 24年 2月 25日一部改正
平成 25年 3月 9日一部改正
令和 4年 8月 6日一部改正

(別表) 東関東大学軟式野球連盟・加盟校(「会員」)

日本大学理工学部軟式野球部

日本大学生産工学部軟式野球部

日本大学薬学部軟式野球部

城西国際大学軟式野球部

淑徳大学軟式野球部

神田外語大学軟式野球部

敬愛大学軟式野球部

東洋学園大学軟式野球部

日本大学経済学部軟式野球部

帝京大学軟式野球部

帝京科学大学軟式野球部

杏林大学軟式野球部

朝鮮大学軟式野球部

江戸川大学軟式野球部

順天堂大学さくらキャンパス軟式野球部

了徳寺大学軟式野球部

城西国際大学観光学部軟式野球部

国際武道大学軟式野球部

東京未来大学軟式野球部